

一類感染症の治療に関する専門家会議開催要綱

1. 目的

今般、西アフリカにおいてエボラ出血熱が流行し、多数の死亡例が報告されるなど、海外において邦人の感染患者が発生する危険性が高まっている。また、国内における一類感染症の発生も危惧されているが、未だにそのほとんどで治療法等が確立されていない。

そこで、一類感染症の患者の治療に当たる医師等に対して助言等を行うため、一類感染症の治療に関する専門家による検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の業務内容

- (1) 一類感染症の患者に対する基本的な治療方法について検討し、意見を述べること。
- (2) 一類感染症の患者に対する未承認薬の使用の妥当性、方法等について検討し、意見を述べること。
- (3) その他、一類感染症の患者の治療に関することについて検討し、意見を述べること。

3. 会議構成等

- (1) 厚生労働省健康局長は、会議を開催するに当たり、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する特定感染症指定医療機関の医師等及び国立感染症研究所の専門家を参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は会議の議事を整理する。座長は、厚生労働省健康局長が選任する。
- (3) 厚生労働省健康局長は、必要に応じて、会議に参考人を招致することができる。

4. その他

- (1) 会議は、個人の特定につながるおそれのある情報を扱うことから原則非公開とする。会議の全部又は一部を非公開とした場合、非公開とした部分について、議事概要を作成し、これを公開するものとする。
- (2) 会議の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行う。
- (3) 会議の参集者は、議事に当たり知り得た個人の特定につながるおそれのある情報を漏らしてはならない。
- (4) その他会議の運営に必要な事項は、厚生労働省健康局長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。